

宇和島地区広域事務組合告示第2号

宇和島地区広域事務組合介護保険施設事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、宇和島地区広域事務組合介護保険施設事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を令和6年4月1日から次のとおり指定する。

令和6年3月22日

宇和島地区広域事務組合  
組合長 岡原 文彰

出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関	指定した者
出納取扱金融機関	えひめ南農業協同組合
収納取扱金融機関	株式会社伊予銀行
収納取扱金融機関	株式会社愛媛銀行
収納取扱金融機関	宇和島信用金庫
収納取扱金融機関	株式会社高知銀行
収納取扱金融機関	株式会社四国銀行
収納取扱金融機関	株式会社香川銀行
収納取扱金融機関	四国労働金庫
収納取扱金融機関	株式会社ゆうちょ銀行